

議案第8号

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

ふるかわ循環乗合タクシーの廃止及び回数券の導入に伴う改正

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市地域公共交通事業に関する条例（平成27年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

乗合タクシー	ふるかわ循環乗合タクシー	古川町内
	かみおか循環乗合タクシー	神岡町内

を

」

「

乗合タクシー	かみおか循環乗合タクシー	神岡町内
--------	--------------	------

に改める。

」

第5条の2の次に次の1条を加える。

（回数券）

第5条の3 市長は、普通回数券及び学生回数券（以下「回数券等」という。）を発行できるものとする。

2 前項の回数券等の額及び種類は、別表第3に定めるとおりとする。

第6条第1項中「現金」の次に「又は回数券等」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 利用者は、1日乗車券又は定期券の交付を受けようとする場合は、別表第2に規定する使用料を、回数券等の交付を受けようとする場合は、別表第3に規定する使用料を、当該1日乗車券、定期券又は回数券等の交付を受けるときに納付するものとする。ただし、定期券の交付は、最大6月分を限度とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条の3関係）

区分	使用料
普通回数券	1,000円／100円券12枚つづり
学生回数券	1,000円／100円券13枚つづり

備考 学生回数券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）に通学する者のみ利用できる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市地域公共交通事業に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改 正 案			
第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)				第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)			
第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。				第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。			
バス等の区分		路線の名称	運行区域	バス等の区分		路線の名称	運行区域
定時定路 線型	コミュニティ バス	畦畑線、太江線	古川町内	コミュニティ バス	畦畑線、太江線	古川町内	
		桃源郷線、月ヶ瀬線	古川町内 河合町内		桃源郷線、月ヶ瀬線	古川町内 河合町内	
		稲越線	河合町内		稲越線	河合町内	
		宮川線	古川町内 宮川町内 (角川 駅を含む。)		宮川線	古川町内 宮川町内 (角川 駅を含む。)	
	乗合タクシー	ふるかわ循環乗合タクシー	古川町内	乗合タクシー	かみおか循環乗合タクシー	神岡町内	
		かみおか循環乗合タクシー	神岡町内		かみおか循環乗合タクシー	神岡町内	
デマンド 型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内 宮川町内 (角川 駅を含む。)	デマンド 型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内 宮川町内 (角川 駅を含む。)
2 略 第4条～第5条の2 略				2 略 第4条～第5条の2 略 (回数券)			

(使用料の徴収方法)

第6条 市長は、別表第1に規定する使用料を、利用者を運送するときに現金_____で徴収するものとする。

2 利用者は、1日乗車券又は定期券の交付を受けようとする場合は、別表第2に規定する使用料を、当該1日乗車券又は定期券の交付を受けるときに納付するものとする。ただし、最大6月分を限度とする。

第7条～第11条 略

附則 略

別表第1・別表第2 略

第5条の3 市長は、普通回数券及び学生回数券（以下「回数券等」という。）を発行できるものとする。

2 前項の回数券等の額及び種類は、別表第3に定めるとおりとする。

(使用料の徴収方法)

第6条 市長は、別表第1に規定する使用料を、利用者を運送するときに現金又は回数券等で徴収するものとする。

2 利用者は、1日乗車券又は定期券の交付を受けようとする場合は、別表第2に規定する使用料を、回数券等の交付を受けようとする場合は、別表第3に規定する使用料を、当該1日乗車券、定期券又は回数券等の交付を受けるときに納付するものとする。ただし、定期券の交付は、最大6月分を限度とする。

第7条～第11条 略

附則 略

別表第1・別表第2 略

別表第3（第5条の3関係）

区分	使用料
普通回数券	1,000円／100円券12枚つづり
学生回数券	1,000円／100円券13枚つづり

備考 学生回数券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）に通学する者のみ利用できる。

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

ふるかわ循環乗合タクシーの廃止及び回数券の導入に伴う改正

2 改正の内容

- (1) ふるかわ循環乗合タクシーを廃止する。
- (2) 飛騨市営バス全路線（畦畑線、太江線、桃源郷線、稲越線、月ヶ瀬線、宮川線、柏原線、神岡東部線、山之村線、実証実験神原峠線、かみおか循環乗合タクシー、河合宮川乗合タクシー）で利用可能な普通回数券及び学生回数券を導入する。

3 施行日 令和2年4月1日